

令和元年十二月三日受領
答弁第九三三号

内閣衆質二〇〇第九三三号

令和元年十二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員関健一郎君提出消防法の遵守に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員関健一郎君提出消防法の遵守に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）は、遵守されなければならぬ。

四について

お尋ねのような事例については、政府として把握していない。

また、政府としては、消防に関する制度の企画及び立案等に資する事例については、調査することが必要と考えるが、現時点においては、お尋ねのような事例を調査することは考えていない。